⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 14 December 2022

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 14 Februaly 2023 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 14 Februaly 2023 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 14 Februaly 2023

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年11月２日

契約責任者

西日本高速道路株式会社　九州支社

支社長　中村　　順

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　40

○第 21 号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和４年度　沖縄高速道路事務所管内　自動料金収受機械設備工事（不落札協議対象）

⑶　工事場所　自）沖縄県島尻郡南風原町

至）沖縄県名護市

⑷　工事内容　本工事は、沖縄自動車道の新料金システム導入に伴う自動料金収受機械の新設を行うもので、これに伴う機器製作・据付撤去・配管配線及び試験調整の一切の工事を行うものである。

⑸　工事概算数量

料金収受機械（ＩＴＣＭ設備）　12料金所

⑹　工期　契約締結日の翌日から1050日間

⑺　本工事は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。

⑻　本工事は、「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑾　紙入札方式の場合⑽の工事費内訳書は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の工事費内訳書を提出するものとする。

⑿　本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札、不落札後の随意契約に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。

不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施行方法その他の技術的事項について、入札時において提出された工事費内訳書その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。

⒀　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した週休２日促進工事（発注者指定方式）である。工期期間内に週休２日を確保した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。ただし、工期期間内に週休２日を確保できなかった場合は、工事成績評定において減点措置を行う場合がある。詳細は、特記仕様書による。

⒁　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、令和３・４年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「通信工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　施工実績　平成19年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の６以上の場合のものに限る。）

㋐　同種工事

道路、鉄道、空港等の公共的施設として設置する、現金・クレジットカードなどを用いて自動で料金収受を行う機械の設置を実施した工事

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋐同種工事若しくは㋑同種工事の施工実績を有すること。

㋑　同種工事

道路、鉄道、空港等の公共的施設として設置する、現金・クレジットカードなどを用いて自動で料金収受を行う機械の設置又は改造を実施した工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

①　現場代理人は常駐で配置できること。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。

②　主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

③　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成19年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事

道路、鉄道、空港等の公共的施設として設置する、現金・クレジットカードなどを用いて自動で料金収受を行う機械の設置又は改造を実施した工事

④　主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　主要設定予定機器等評価

①　本工事で設置予定の主要機器の製造予定業者が、以下の同種機器について平成19年度以降に施工（納入）実績を有すること

同種機器

道路、鉄道、空港等の公共的施設として設置する、現金・クレジットカードなどを用いて自動で料金収受を行う機械

②　製造予定業者とは、自社にて製作する場合は自社、他社に製造を依頼する場合は製造依頼者とする